

第3次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の概要と策定のポイント

(参考) 第2次計画の構成・骨子

第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画の策定方法
5. 計画の進行管理

※第3次の計画書の構成は第2次に踏襲

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 匝瑳市の現状
 - ▶ 人口、家庭や地域の状況、就労の状況、保育サービス等の提供状況、子ども・子育てをめぐる問題の動向、子育て支援サービス等の状況
2. ニーズ調査からみた子育ての状況
 - ▶ 調査の概要、子育て家庭を取り巻く状況、保護者の就労状況、教育・保育事業について、子育ての悩みや各種施策について
3. 第1次計画の事業評価
 - ▶ 評価の基準、評価結果
4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題
 - ▶ 保育サービスの確保と子育て支援の充実
子育てする保護者のための多様な支援の充実
子どもを育む、安全で安心できる場の整備

第3章 計画の基本的な考え方

- ▶ 基本理念
子ども一人ひとりの輝きを慈しみ
育てる喜びと楽しみが実感できるまちづくり
- ▶ 基本目標
 - 1 子育てをみんなで支えるまちづくり
 - 2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり
 - 3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり
- ▶ 施策体系

第4章 施策の推進

施策体系をもとに各事業を展開

第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供体制区域の設定
2. 教育・保育の量の見込み・確保方策
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策
4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

参考資料

計画の位置付け

◆子ども・子育て支援法

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、全ての18歳未満の子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和7年(2025年)4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

◆第2次匝瑳市総合計画

本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第2次匝瑳市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

計画の策定方法

◆ニーズ調査の実施

本計画の策定に際して、未就学児童の保護者と就学児童の保護者を対象として、「匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て中の保護者の意見やニーズを収集。

◆第2次計画の事業評価

令和2年(2020年)3月に策定した子ども・子育て支援事業計画に掲げた施策の実施状況について、事業評価を行い、評価結果に基づいて、本計画の各施策を見直す。

◆匝瑳市子育て支援対策委員会の開催

本市の子ども・子育て支援施策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、子育て支援に関する総合調整を図るため、市の子ども・子育て支援事業関係課の責任者により、計画の内容について審議。

◆匝瑳市・子ども子育て会議の開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、児童の保護者、子ども・子育て支援事業に従事する者及び学識経験者等で構成する「匝瑳市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議。

◆パブリックコメントの実施

パブリックコメントの実施により、計画案を市民に公表し、それに対しての意見、課題、問題点、情報等をいただき、それら意見等を考慮し計画に反映。

計画の期間

第3次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年(2029年度)までの5年間の計画です。

国や千葉県等の動き

<国>

◆こども基本法

こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和4年(2022年)6月成立、令和5年(2023年)4月1日施行。

◆こども家庭庁

子ども政策の司令塔として、幼児期までの子どもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進するため、令和5年(2023年)発足。

◆こども大綱

こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱で、令和5年(2023年)12月に閣議決定。

<千葉県>

◆千葉県こども計画の策定

千葉県では令和7年(2025年)から令和11年(2029年)を期間とする、こども施策の共通の基盤となる計画として、3つの計画(青少年総合プラン、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策推進計画)を一体化したな計画を策定中。※こども計画の策定は努力義務

<その他>

◆SDGs(持続可能目標)との整合

計画策定のポイント

計画策定で考慮すべき点

◆統計情報・アンケート結果による市の状況(課題)の把握

- ・子どもの人数の減少、教育・保育サービスの需要量

◆第2次計画の進捗状況の把握

- ・進捗評価を踏まえ、未達成の取組を重点取組とするなど、連続性のある計画として第3次を策定

◆上記からの匝瑳市の課題

- ・上記を踏まえ、課題(目標)を設定
- ・(仮)子育てをみんな(市全体)で行うまちづくり
- ・(仮)「子どもを健やかに育む保護者」を支えるまちづくり
- ・(仮)子どもの安全と安心して子育てができるまちづくり

◆こども計画の検討

・こども大綱及び千葉県こども計画との整合を検討

(参考) こども大綱について ※千葉県資料より

(1) 概要

こども基本法に基づき、国がこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの。

(2) 国の大綱の一元化

これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化。

こども大綱の閣議決定に伴い、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)、子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月6日子供・若者育成支援推進本部決定)、子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月29日閣議決定)は廃止。

(3) 国の大綱の一元化

都道府県こども計画は、以下の計画と一体のものとして作成することができる。(法第10条)

- ① 都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第1項)
- ② 子どもの貧困対策の推進に関する都道府県計画(子どもの貧困対策推進法第9条第1項)
- ③ その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの(例:次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画)

◆こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)の構成について

第1 はじめに

- 1 こども基本法の施行、こども大綱の策定
- 2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識
- 3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

第2 こども施策に関する基本的な方針

以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組。

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- (2) 地方公共団体等における取組促進
- (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革